

タブレットレンタル利用規約

第1条（適用の範囲等）

- この「タブレットレンタル利用規約」（以下「本利用規約」といいます。）は、株式会社 H.I.S. Mobile（以下「当社」といいます。）の提供するデータ通信を行えるデータ通信機器及びその付属品（以下「通信機器等」といいます。）のレンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）を契約申込者（以下「申込者」といいます。）が利用する場合に、当社及び申込者との間に適用されます（本サービスに関し、当社と申込者との間で、本利用規約を内容として成立する契約を、以下「本契約」といいます。）。
- 本利用規約とは別に、本サービスに関し別途当社が定める諸規定（サービス紹介、料金表、ヘルプ、注意書きその他のウェブサイト上の記載及び当社による申込者への通知を含みます。以下、これらを総称して「諸規定」といいます。）は、それぞれ本利用規約の一部を構成します。また、本利用規約の内容と諸規定の内容との間に矛盾抵触がある場合には、本利用規約が優先して適用されます。
- 申込者は、本サービスを実際に利用する者（以下「利用者」といいます。）として申込者以外の第三者を指定する場合、利用者をして本利用規約を遵守させる義務を負うものとし、

第2条（本利用規約の変更）

当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、申込者の承諾を得ることなく本利用規約を変更することがあります。その場合には、当社は本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容及び変更の効力発生時期を、第 6 条に定める方法により予め申込者に通知するものとします。変更の効力発生時期以降は、申込者は、当該変更に同意したものとみなされ、申込者には変更後の本利用規約が適用されるものとします。

第3条（サービス内容の変更）

当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、申込者の承諾を得ることなく、本サービスの利用料金、その他本サービスの内容を変更することがあります。その場合には、当社は変更後のサービス内容を第 6 条に定める方法により申込者に通知するものとし、以後（別途変更の効力発生時期を定めた場合は当該時期以後）、申込者には変更後のサービス内容が適用されるとともに、その後の本サービスの利用により、申込者は、当該変更に同意したものとみなされます。

第4条（申込手続き）

- 申込者は、予め本利用規約及び諸規定に同意の上、当社が別途定める申込み締め切り期日までに、当社インターネットのオンライン申込画面に必要事項を記入し、当社に送信することで本契約の申込みを行うものとし、
- 本契約に基づき当社が申込者にお貸し出しする通信機器等の回線は、当社が指定するものとし、当該貸出の直前に当社が決定します。
- 当社は、次の各号に該当する場合には、本契約の申込を承諾しないことがあります。この場合当社は、申込者に対し承諾しない旨を通知します。
 - 申込者又は利用者が本利用規約に違反するおそれがあると当社が判断したとき
 - 申込者又は利用者が本契約上の債務の履行を怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - 申込者が本契約の申込画面に、虚偽の事実を記入したとき
 - 申込者又は利用者が違法に、又は公序良俗に反する態様で本サービスを利用するおそれがあると当社が判断したとき
 - 申込者又は利用者が当社又は本サービスの信用を毀損する態様で本サービスを利用するおそれがあると当社が判断したとき
 - 申込者又は利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称します。）であるか、又は反社会的勢力と関わりがあると判断したとき
 - その他、申込者又は利用者に対してサービスの提供ができない又は提供することが適切でないと判断すべき合理的理由があると当社が判断したとき

第5条（契約の成立）

- 申込者が、当社指定の手続きにより申込みを完了し、当社がこれを承諾した時点をもって本契約の成立とします。
- 前項の当社による承諾とは、当社が、申込者が登録したメールアドレスへのメールの送信、郵送等の各種通信手段をもって、申込みの承認をする旨の通知を発することをいいます。
- 本契約の成立後、当社が、申込者に対して本サービスの提供ができない場合（在庫不足を含みますがこれに限りません。）、当社は、申込者に対し第 6 条に定める方法により通知します。この場合においても、当社の責に帰すべき事由がない限り、申込者に生じた損害について当社は責任を負いません。
- 当社は、本契約の成立後、申込者に対し本サービスの提供に必要な情報の提供を求める場合があります。この場合、申込者は、当社の指定する期日までに、当社の指定する方法及び様式により当該情報を通知しなければならないものとし、申込者がこれに応じない場合、当社は、当社の裁量により本契約を解除できるものとします。なお、かかる解除がされた場合においても、申込者は、当該解除時点までの本サービスの利用に係る利用料金の支払いを免れないものとします。

第6条（通知の方法）

本利用規約及び本サービスに関連する事項について、当社から申込者に対する通知の方法は、書面、電子メール（ショートメールを含みます。）、電話、当社が運営するウェブサイトへの掲示等、当社が指定する方法によるものとします。

第7条（レンタル利用期間）

- 本契約に基づく通信機器等のレンタルの期間（以下「レンタル利用期間」といいます。）は、原則としてサービス申込書等に記載された期間とします。レンタル利用期間の延長を希望する場合は、レンタル利用期間満了日の 7 日前までに、当社指定の方法で当社へ連絡し、かつ当社において当該延長の手続がなされる必要があります。この場合当社は、新たに通信機器等を返却すべき日（以下「返却期日」といいます。）を設定するものとし、当該返却期日まで、当社規定の延長料金が発生します。
- 申込者は、レンタル利用期間又は延長返却期日の経過後も、通信機器等を当社に返却しない場合、当社の責に帰すべき事由がない限り、通信機器等 1 台あたり 44,000 円（税込み）を違約金として支払うものとし、
- 当社は、申込者がレンタル利用期間又は延長返却期日を超えて、通信機器等を返却しない場合、通信機器等の回線停止処置を予告無く行うことができるものとします。なお、回線停止後は、通信機器の利用ができなくなり、また、回線の復帰はできません。
- 本サービスが通信を伴うレンタルの場合に限り、当社は、申込者がレンタル利用期間又は延長返却期日を超えて、通信機器等を返却しない場合、通信機器等の回線停止処置を予告無く行うことができるものとします。なお、回線停止後は、通信機器の利用ができなくなり、また、回線の復帰はできません。
- 申込者は、本契約が終了した場合においても、当社及び第三者に対して既に生じた本契約上の一切の債務を免れるものではありません。

第8条（譲渡禁止）

申込者は、第三者に対し、本契約上の地位、及び本契約から生ずる権利又は義務を、譲渡し、承継し、担保に供し、引き受けさせ、又はその他の処分をしてはならないものとします。

第9条（申込者情報の変更）

- 申込者は、第 4 条第 1 項により当社に提出又は送信した情報に変更があった場合、直ちに当社へ通知するものとします。
- 申込者が前項の通知を怠ったために本サービスの全部又は一部が利用できないことにより申込者に生じた損害について、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。

第10条（通信機器等の受渡）

- 当社は、申込者に対して、通信機器等を申込者指定の場所に、申込者指定の期日（以下「受渡予定日」といいます。）までに国内宅配にて送付するものとします。
- 天候不良など不可抗力や輸送中の事故又は遅延など、当社の責に帰さない事由により通信機器等を受渡予定日までに申込者が受領できなかったとしても、当社は責任を負いません。

第11条（途中解約）

本契約に基づく通信機器等のレンタルの開始後の、申込者による途中解約については以下の手順によるものとします。

- ・申込者の契約情報及び解約を希望する旨の当社ホームページの問い合わせ欄を通じた当社への通知
- ・当社からの解約受付メールの受領後、受領日を含めた2日以内に当社が指定する返却方法（本契約の成立時に当社が申込者に交付したレターパック等に通信機器等を封入し当社に郵送する等）をもって当社へ通信機器等を返却

第12条（通信機器等の返却）

1. レンタル利用期間が満了した場合、申込者は、本契約成立時に当社が指定する返却方法をもって、当社が別途定める返却期日までに当社に返却すべき物（通信機器等を含みますが、これに限りません。以下「返却物」といいます。）を当社へ返却するものとします。
2. 返却物の返却の際には、当社指定の送付状等を利用するものとし、郵送に要する費用は申込者の負担とします。なお、当社指定の送付状等以外で郵送した場合や着払いで郵送した場合、当社は申込者に対して別途実費を請求することがあります。

第12条の2（私物等の取り扱い）

1. 申込者は、返却物を当社に返却するに当たり、返却物以外の物（以下「私物等」といい、私物等は申込者の所有物とみなし、本条の規定を適用します。）が混入しないよう、十分に注意するものとします。
2. 申込者からの返却物の返却時に私物等が同梱されていた場合、当社は、当該私物等を、その受領した日を起算日として30日間（以下「保管期限」といいます）返却時の状態を維持し保管します。
3. 申込者は、保管期限内に私物等の引取りを、申込者の責任と費用負担において行わなければなりません。
4. 保管期限を過ぎても私物等の引取りが行われない場合、申込者は、すべての私物等の所有権を放棄したものとします。この場合当社は、当該私物等を任意に処分します。
5. 当社は、申込者からの返却物の返却時に私物等が同梱されていた場合、その旨を申込者に通知する場合があります。当該通知において、特に私物等の引取りに関する期限を設定した場合は、その期限が保管期限に優先するものとします。

第13条（利用料金と利用容量）

1. 申込者は、本サービスの利用の対価として、当社が別途定める本サービスの利用料金（レンタル料等を含みますがこれに限りません。以下「利用料金」といいます。）を、運送諸経費等に消費税を付した金額を支払うものとします。
2. 本サービスが通信を伴うレンタルの場合に限り、申込者が、当社と別途合意した利用容量を超過して通信機器等の利用を行った場合、当社との別段の合意のない限り、通信機器等の通信は停止されます。また、申込者が、当社が別途指定する利用地域以外の場所で通信機器等を利用して通信を行った場合や、第20条に定める過剰な通信を行った場合、当社は、通信の停止、利用制限、追加料金の請求等の措置の1つ又は複数を講じることがあります。
3. 申込者は、当社指定の支払期日までに利用料金の支払いを行わない場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、未払い残額に対して年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第14条（請求・支払方法等）

1. 申込者は、当社所定の方法により、利用料金を支払うものとします。
2. 当社は、申込者が、支払期日を経過しても利用料金を支払わない場合には、申込者に書面、電子メール、電話、訪問等、当社の指定する方法で通知又は連絡を行うことがあります。
3. 当社が、申込者に対し、本利用規約に基づく何らかの料金の支払（延長料金、申込取消による通信料補償金、キャンセル料金、通信機器等の修理代金又は再調達代金等）を請求する場合には、その金額を請求書に記載します。
4. 当社は、利用料金、遅延損害金、延長料金、その他本利用規約に基づく申込者に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。また、当社は、これらの債権について第三者へ譲渡することができるものとします。
5. 当社又は前項に規定する第三者が、債権の請求及び受領行為を目的として申込者を訪問した場合、申込者は、当社又は当該第三者が訪問に要した費用を支払うものとします。

第15条（本契約の解除）

1. 当社は、申込者又は利用者が次の各号に掲げる事由に該当する場合、何らの通知、催告を要することなく、本契約を直ちに解除することができるものとします。

- （1）本契約上の債務の履行を一度でも怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであると当社が判断したとき
- （2）違法に、若しくは公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき、又はそのおそれがあることが明らかであると当社が判断したとき
- （3）当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき又はそのおそれがあることが明らかであると当社が判断したとき
- （4）申込者について、破産、会社更生、特別清算、民事再生その他これらに類する法的倒産手続に係る申立があったとき
- （5）当社と通信事業者との本サービスに関わる契約の全部又は一部が終了したとき
- （6）申込者が反社会的勢力であること、又はこれら反社会的勢力と関わりがあることが判明したとき
- （7）当社からの問合せ等の回答を求める連絡に対して14日間以上応答がないとき
- （8）解散の決議を行い又は解散命令を受けたとき（合併に伴って解散するときを除く）
- （9）事業を廃止したとき
- （10）手形交換所の取引停止処分又は電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき
- （11）強制執行、担保権の実行、仮差押え、仮処分又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- （12）申込者について、監督官庁により営業取消、停止等の処分を受けたとき
- （13）当社に提供された情報等に重大な虚偽又は誤りがあると当社が判断したとき
- （14）その他、前各号に準ずるような契約を継続し難い重大な事由が生じたときと当社が判断したとき

2. 当社は、前項の規定により本契約を解除し、本サービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由及び提供を停止する日について、第6条（通知の方法）に定める方法で申込者に通知します。但し、当社が緊急やむを得ないと判断した場合は、申込者に通知しない場合があります。
3. 申込者は、第1項により本契約が解除された場合、解除によって当社に生じた損害を賠償するものとします。
4. 申込者は、第1項の場合においても、当社及び第三者に対して既に生じた本契約上の一切の債務を免れるものではありません。
5. 当社は、第1項に基づき当社が行った措置により申込者又は利用者が生じた不利益及び損害について一切の責任を負わず、また、既に受領した利用料金の返金を行う義務を負いません。

第15条の2（期限の利益の喪失）

申込者は、申込者が前条1項各号のいずれかに該当したときは、当社に対して負担する一切の債務につき、当社からの通知、催告を要することなく、当然に期限の利益の喪失するものとし、債務の全てを直ちに弁済しなければならないものとします。

第15条の3（本サービスの終了、停止等）

1. 当社は、事前に、当社のホームページ上の掲示その他当社が適当と判断する方法で申込者に通知することにより、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。ただし、緊急の場合は申込者への通知を行わない場合があります。
2. 当社は、次の事由が生じた場合には、申込者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に停止することができるものとします。
 - （1）本サービスの提供に必要な通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を行う場合
 - （2）本サービスの提供に必要なシステム又はソフトウェアのメンテナンスを行う場合
 - （3）アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - （4）申込者のセキュリティを確保する必要が生じた場合
 - （5）通信事業者又は電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - （6）地震、水害等の天災、火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
 - （7）法令又はこれに基づく措置により本サービスの提供が不能となった場合
 - （8）その他当社が必要と判断した場合

3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により申込者に生じた不利益及び損害について一切の責任を負いません。

第16条（通信機器等の管理）

1. 申込者及び利用者は、善良なる管理者の注意をもって通信機器等を維持、管理するものとし、その利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - （1）通信機器等の譲渡、転売、分解、解析、改造、改変、損壊、破棄、紛失、汚損（シール添付、削切、着色等）、添付済みシールの剥取等
 - （2）通信機器等の不正使用
 - （3）通信機器等の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
 - （4）電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法、又はその他の関係法令に違反する行為
 - （5）その他、本サービスの性質・目的に照らして不適切であると当社が合理的に判断する行為
2. 前項の行為が認められる場合、当社は、申込者に是正勧告を行い、本契約を解除して通信機器等の返却を求めることが出来るものとし、申込者はこれに従わなければならないものとします。
3. 前項に関わらず、第1項の行為が認められる場合において、当社に損害が生じたときは、当社は、第23条に定める損害賠償請求が出来るものとし、申込者はこれを支払う義務を負うものとします。

第17条（通信機器等の滅失毀損等）

1. 申込者は、通信機器等が滅失・毀損した場合又は盗難にあった場合は、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。また、事由の如何を問わず、通信機器等を滅失し又は盗難にあった場合、当社へ連絡し、対応する通信回線を停止するまでに不正に利用された通信料金は申込者が支払うものとします。
2. 前項の場合、申込者は、滅失・毀損又は盗難の理由が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、別途当社が定める通信機器等の修理代金又は再調達代金等を当社に支払うものとします。

第18条（補償制度）

1. 補償制度とは、申込者又は利用者が、レンタル利用期間中に通信機器等を滅失・毀損し又は盗難された場合に、通信機器等の損害を補償する任意加入の制度です。第4条による申込の際に、加入申請があり、かつ、補償の要件を満たす申込者については、補償制度が適用されます。
2. 当社は、補償制度の適用要件、利用料及び補償内容等について、当社ホームページ等により申込者に対し本契約の申込時に提示するものとします。
3. 申込者は、通信機器等の紛失・盗難が発生した場合、直ちに、現地警察署又は公的機関の証明書を取得し、当社に提示するものとします。

第19条（通信機器等の買取）

当社は、別途の合意のない限り、申込者より通信機器等の買取りは行わないものとします。

第20条（速度制限と公正利用）

1. 本サービスが通信を伴う場合に限り、すべての方に公平公正な通信の利用を提供するため、次の各号のいずれかに該当する場合、ご利用となる地域の通信事業者による政策又は当社の判断により、通信の停止、利用制限又は追加料金の請求の1つ又は複数の措置をとる場合があります。
 - （1）通信量に関わらず、動画ストリーミング・オンラインゲーム・OS/ソフトウェア/アプリのオンラインダウンロードやアップデート、VOIP・FTP等負担の大きな通信により当社又は現地通信事業者の通信回線に過剰な負荷が生じたとき
 - （2）その他、通信の停止、利用制限又は追加料金の請求に合理的な理由があると当社が判断するとき
2. 前項により申込者又は利用者による通信の停止や利用制限が発生した場合でも、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。また、通信の停止や利用制限がなされたことにつき、申込者又は利用者の責に帰すべき事由がある場合には、利用料金の返金は行わないものとします。

第21条（禁止事項）

申込者又は利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- （1）本サービスに関連して使用される当社及び第三者の著作権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- （2）本利用規約に反する行為
- （3）電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法又はその他の関係法令に反する行為
- （4）通信機器等への付加物品の取り付け、改造、分解、損壊
- （5）通信機器等につき、第三者に転貸、譲渡、担保提供その他の処分をする行為
- （6）当社の事業又はサービスの運営を妨害し、又は当社の信用を毀損する行為
- （7）当社又は第三者の使用するソフトウェア、ハードウェア、サーバー、ネットワークなどの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- （8）本サービスを構成するシステム又は本アプリのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
- （9）当社が承認していない営業行為、営利を目的とした情報提供を行う行為
- （10）本サービスに関連して、反社会的勢力に直接・間接に利益を提供する行為
- （11）犯罪行為又はそれを予告し、関与し、助長する行為
- （12）当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、信用その他の権利又は利益を侵害又は毀損する行為
- （13）本サービスの利用を通じて入手した情報を利用して、当社又は第三者に対して金銭等を要求し、又は、不利益又は損害を与える行為
- （14）その他、当社が不適切・不相当と合理的に判断する行為

第22条（免責）

1. 通信機器等のレンタル利用期間中においても、電子書籍端末、スマートフォン、タブレットその他の通信端末にて、当社が案内する方法以外の方法で通信ネットワークに接続した場合、ご利用の通信会社から海外データローミング料金等の通信料を請求されることがあります。この場合でも、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。
2. 通信機器等の利用に何らかの支障をきたしたことにより、申込者又は利用者が被った損害については、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。
3. 通信機器等の利用に何らかの支障をきたした場合でも、当社は、本サービスの代替通信手段の確保その他これに類する対応を行う義務を負いません。
4. 通信機器等の利用に支障をきたしたことにつき、申込者又は利用者の責に帰すべき事由がある場合には、申込者は、利用料金の支払いを免れることはできないものとします。
5. 本サービスは、当社が別途指定する利用地域とされていても、電波の届かない場所では利用できず、また、回線の混雑により通信できない可能性があります。この場合でも、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。

第23条（損害賠償）

1. 本サービスの利用に関して、申込者又は利用者の責に帰すべき事由により当社に損害が生じた場合、申込者は、当社に対し違約金として通信機器等1台あたり55,000円（税込み）を支払うものとします。ただし、当社は、当社に実際に生じた損害が当該違約金額を上回る場合には、申込者に対し、実際に生じた損害の賠償を請求できるものとします。
2. 申込者又は利用者による本サービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合又は第三者との間で紛争が生じた場合、申込者は、当社の責に帰すべき事由がない限り、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
3. 当社が、申込者又は利用者に対し、債務不履行責任、不法行為責任、契約不適合責任その他の原因による損害賠償責任を負う場合でも、当社に故意又は重大な過失がない限り、当社は、特別の事情によって生じた損害については賠償する義務を負わないものとします。
4. 当社が負う損害賠償責任は、当社が申込者に対して有する本サービスの利用料金等に係る債権（弁済期を問いません。）と対当額で相殺する方法で、これを履行することができるものとします。

5. 当社は、請求原因の如何を問わず、申込者から本サービスの利用料金として受領した金銭の総額相当額を上限として損害を賠償するものとし、それ以外の損害については一切の責任を負いません。

第24条（再委託）

当社は、本サービス提供に必要な業務の一部を、第三者に再委託することができるものとし、申込者は予めこれを承諾するものとし、

第25条（守秘義務）

申込者及び利用者は、本サービスに関連して当社が秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとし、第三者に開示、本契約にかかる業務の目的とは異なる利用、漏洩等をしてはなりません。

第25条の2（知的財産権）

1. 本サービスに関連する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産に関する権利（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）及びアイデア、ノウハウ等に関する権利（以下「知的財産権等」といいます。）は、全て当社に帰属します。
2. 当社は、申込者に対し、本サービスを通じて当社が申込者に提供する全ての知的財産権等について、本サービスの範囲内における利用を許諾しますが、申込者に対し、本規約上で明示する以外の権利を認めるものではありません。
3. 本サービスの提供に関して、商標、ロゴ及びサービスマーク等（以下、総称して「商標等」といいます。）が表示される場合がありますが、当社は、申込者その他の第三者に対し、商標等を譲渡し、又はその利用を許諾するものではありません。

第26条（個人情報の取扱）

1. 当社は、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に鑑み、申込者及び利用者の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって適切に管理します。なお、本利用規約において、「個人情報」とは、同法で定義された個人情報をいいます。
2. 申込者又は利用者の個人情報については、次の各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で適正に取り扱います。
 - （1）本サービス等に関する各種お問い合わせ、ご相談にお答えすること。
 - （2）本人確認、料金案内・請求、サービス提供条件変更案内、サービス停止・契約解除等の連絡、その他サービスの提供に関わるご案内を行うこと。なお、かかるご案内には、以下に定める電子メールの送信が含まれ、これらの電子メールについては本サービスの提供に関わるものであることから、本契約の締結時において当社からの電子メールを受信されない選択をされた申込者及び利用者にも送信されます。
 - i）注文内容や受取に関する確認のための電子メール
 - ii）貸与物返却に関する電子メール
 - iii）現地通信障害情報に関する電子メール
 - iv）顧客通信容量利用状況に関する電子メール
 - v）渡航中の現地情報に関する電子メール
 - vi）渡航中のデータ容量追加購入に関する電子メール
 - vii）その他申込者にとって不利にならないと当社が判断する情報に関する電子メール
 - （3）当社又は当社の提携会社が提供するサービスに関する販売推奨・アンケート調査及び景品等を送付すること。なお、かかるサービスの提供に関わるご案内は、本契約の締結時において当社からの電子メールの送信を許可された申込者及び利用者にも送信されます。
3. 当社は、前項の利用目的の達成のため、次の範囲内で申込者の個人データを共同利用します。
 - （1）共同して利用する個人データの項目
申込者から特に申入れがある場合を除いて、申込者から取得した全ての個人データ
 - （2）共同して利用する者の範囲
 - i）当社の親会社、子会社及び関係会社
 - ii）提携先企業

- （3）共同して利用する者の利用目的
前項と同じ。
- （4）当該個人データの管理について責任を有する者の名称
H.I.S.Mobile 株式会社

4. 当社は、サービス提供に必要な業務の実施に際し、業務委託先（当社の親会社、子会社及び関連会社を含みますがこれらに限定されません。）に個人情報を提供する場合があります。その場合、個人情報保護が十分に図られている企業を選定し、個人情報保護のための契約を締結する等、必要かつ適切な処置を実施します。
5. 当社は、個人情報を本人の同意を得ることなく、業務委託先以外の第三者に対して提供しません。但し、法令により定めがある事項（刑事訴訟法第197条第2項及び開税法第119条2項による照会を含みますが、これらに限定されません。）については、その定めるところによります。
6. 通信機器等の利用にあたり、申込者が使用したデータ・閲覧情報・履歴情報等は、申込者にて適切に管理・消去するものとします。当該通信機器等の利用中又は本契約終了後及び通信機器等の返却後の情報管理・データ消滅については、当社の責に帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。

第27条（分離性）

本利用規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本利用規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効であり、強制力を維持するものとします。

第28条（準拠法及び管轄）

1. 本契約に関する準拠法は日本法とし、本契約は日本法に基づき解釈されるものとします。
2. 本契約に関する紛争については、その訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本契約の内容について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、これを定めるものとします。

以上